

阿賀野市立堀越小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等全体に係る内容

全ての職員が、「いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題であること」そして、「いじめは、どの学級でも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントを上げる。

- ◆いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ◆児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育を推進する。
- ◆いじめの早期発見のために、下記(2)のように取り組む。
- ◆いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、関係機関と協力をして、解決にあたる。
- ◆インターネットを通じて行われるいじめへの対応を行う。
- ◆学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(1) いじめの防止のための取組

①方針

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。また、「いじめは、どの学級でも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得る」という基本認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。

②具体的な取組内容

児童一人一人が認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに全校体制で取り組む。また、分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくり

- 「ありがとう」が集まる学校
 - ・互尊の感情が端的に表れる「ありがとう」という言葉を大切にする。
 - ・「ありがとう週間」の実施
 - ・「言葉のキャッチボール」に重点を置いた生徒指導の実施

○教育相談の実施

- ・年2回Q-Uテストと教育相談の実施

イ 児童の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動の推進

○「花班」活動の推進

- ・花班のリーダーとなる6年生にリーダーシップ研修を実施
- ・支え支えられる関係の自覚と感謝、そして高学年の自覚を促す。

○特別支援教育への啓発活動

- ・各学年の発達段階に応じた理解を促す学級指導
(特別支援教育コーディネータによる)

○地域の活性化や地域貢献につながる取組

- ・「たるばやし」の継承
- ・総合的な学習での特別養護老人ホーム訪問
- ・PTA活動での交流活動「ほりこしひろば フロアホッケー」

○いじめ見逃しゼロスクールの取組

- ・いじめ見逃しゼロスクール集会 (水原中学校区子どもサミット)
- ・いじめ見逃しゼロ強調月間

ウ 道徳教育の充実

○道徳の教科化に向けた準備

- ・各教科、特別活動等と関連づけた指導計画の作成

・指導計画でのいじめにかかわる指導内容の重点化（4月・6月・12月）

○道徳の学習参観による保護者への啓発

・6月の学習参観で全学年実施

・差別やいじめに関する内容

・学校便りや学年便りで実施内容や呼びかけ、考えて欲しいこと等の周知

エ インターネットを通じて行われるいじめへの対応

○実態の把握

・スマートフォンやインターネット利用に関わる児童の実態把握に努め、関連機関と連携の上、ネットいじめの未然防止に努める。

○関連機関との連携

・5・6年生の児童と保護者を対象にして、スマートフォンやインターネットの正しい使い方について学習する機会を設け、関連機関からの指導を受ける。

③年間計画

教育計画

「いじめ防止学習プログラム年間計画」「中1ギャップ解消プログラム」参照

(2) 早期発見・即時対応の在り方

①方針

いじめは人権に関わる問題であり、命にも関わる重大な問題であり、「いじめほどの学校でも、どの子どもにも起こりうる」という認識の下、早期に発見し、迅速かつ適切に対応していく。

全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けることに共通に取り組み、変化に気付いたときは直ちにいじめ防止対策委員会で協議し、検討することを徹底する。

②具体的な取組内容

ア いじめの早期発見のための取組

○いじめ見逃しゼロスクールの取組

・子どもと共に1・2・3運動

○気になる児童についての情報共有の場を設定

・毎週の水曜日（職員朝会）木曜日（職員終会）に行う職員打合せ

・子どもを語る会の実施（年4回）

○児童の変化に気付いたときは直ちにいじめ防止対策委員会または生徒指導部会を開催する。

○教育相談の実施

・年2回Q-Uテストと学校生活アンケートと教育相談を実施し、児童の悩みや人間関係を把握する。

イ 即時対応、早期解決のための取組

○児童の変化を見逃さず、気になったら直ちにいじめ防止対策委員会を開催する。

・情報共有の場で報告された児童の対応や担任がおかしいと感じた児童がいた場合等、気になることがあったら直ちに開催する。

○早期解決のために、全教職員が一致団結して問題の解決にあたる。

・学級担任だけでなく抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめの問題の解決にあたる。

・情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじている側の児童に対して毅然とした態度で指導にあたる。

・傍観者の立場にいる児童にも、いじているのと同様であるということを指導する。

・学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して解決にあたる。

・いじめられている児童の心のケアのため、養護教諭（必要に応じて関係機関等）と連携をとりながら指導にあたる。

○家庭との連携

- ・いじめ問題を発見したときは家庭との連絡を密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。

③年間計画

教育計画

「いじめ防止学習プログラム年間計画」「中1ギャップ解消プログラム」参照

(3) いじめに対する措置

①方針

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

被害児童に対しては事情や心情を聴取し、児童の状態に合わせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもと、いじめ防止対策委員会を中核に取り組む。

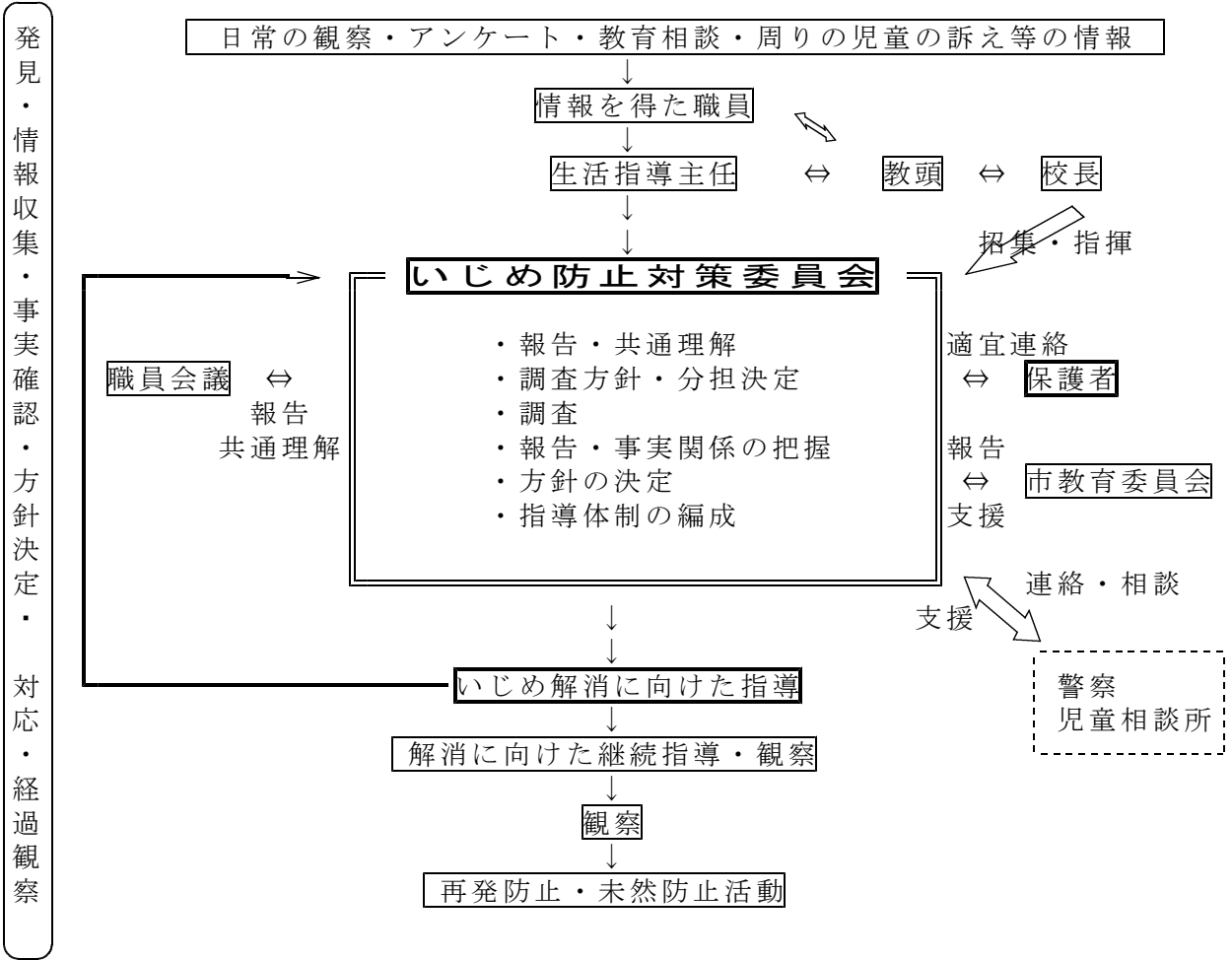
なお、いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたりと認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、被害児童を守る。

②具体的な取組内容

ア いじめに係る通報・相談を受けたときや児童がいじめを受けていると思われるとき、速やかに、その事実の有無の確認を行うためにいじめ防止対策委員会を招集し措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告する。

イ いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、またその再発を防止するため、いじめ防止対策委員会を招集し、必要に応じて関係機関・専門機関の協力を得ながら、被害児童（保護者）の支援及び加害児童に対する指導（保護者に対する助言）を継続的に行う。

ウ 加害児童に対して、被害児童などが使用する教室以外の場所で学習を行わせるなど、被害児童やその他の児童が安心して学習できるように必要な措置を講じる。



(4) 教育相談体制

①方針

日常生活の中での教職員の声かけ等、児童が日頃から気軽に相談できる環境と信頼関係を築いていくことが重要である。また、定期的な教育相談週間を設けて、児童を対象とした教育相談を実施するなど、相談体制を整備していく。

保護者がいじめに気付いたときに、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。

②具体的な取組内容

ア 年2回教育相談週間の実施

Q-Uテスト、みんなの学校生活調べを実施した後、面談を実施し、児童一人一人の状況を把握する。

イ 相談を受けた場合の対応

○本人からの訴え

- ・心身の安全を保障する

日頃から「よく言ってくれたね。全力で守るからね。」という教職員の姿勢を伝えるとともに、実際に訴えがあった場合には全力で守る手立てを講じる。保健室や相談室等の一時的に危険を回避できる時間や場所を提供し、担任や養護教諭を中心に、本人の心のケアに努めるとともに、心身の安全を保障する。

- ・事実関係や気持ちを傾聴する

「あなたを信じているよ。」という姿勢で、疑いをもつことなく傾聴する。

○周りの児童からの訴え

- ・いじめを訴えたことにより、その児童へのいじめが新たに発生することを防ぐため、他の児童から目の届かない場所と時間を確保し、訴えを真摯に受け止める。
- ・「よくいってきたね。」とその勇気ある行動を称え、情報の発信源は、絶対に明かさないと伝える、安心感を与える。

○保護者からの訴え

- ・相談しやすい環境づくりのためには、日頃から保護者との信頼関係を築くことが大切である。問題が起こったときだけの連絡では、信頼関係は築けない。問題が起こっていないときこそ、保護者と信頼関係を築くチャンスである。日頃から児童のよいところや気になるところ等、学校の様子について連絡しておき、気軽に話せる関係づくりに努める。

③年間計画

教育計画

「いじめ防止学習プログラム年間計画」「中1ギャップ解消プログラム」参照

(5) 生徒指導体制

①方針

いじめ問題の取組にあたっては、校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的な取組を行う必要がある。そのためには、早期発見・即時対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取組を、あらゆる教育活動において展開することが求められる。

いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、その組織を中心として、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

②具体的な取組内容

○生活指導部会

- ・月1回開催する。
- ・指導の構えや指導内容の共通理解を図り、一貫性のある生徒指導を推進する。
- ・児童の問題行動等早急に対応が必要な場合、緊急に開催する。

○いじめ防止対策委員会

- ・定例のいじめ防止対策委員会は、学期に1回程度開催する。
- ・いじめ事案の発生時は、緊急対応会議を開催し、事案に応じて情報収集、事実確認を行い、対応策を講じる。
- ・いじめ防止対策委員会での内容や時事案に応じての対応については、職員会議や職員打合せで報告し、周知徹底させる。

(6) 校内研修

①方針

いじめ防止基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ることが必要である。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身に付けるなど、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修や、カウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研修等を計画的に実施する。

②具体的な取組内容

いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る研修会を夏季休業中に行う。

③年間計画

年度当初・・・いじめ防止基本方針を活用した研修
 夏季休業中・・・指導力やいじめ認知能力を高める研修

(7) 点検・見直し

①方針

P D C A サイクルの考えに従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証します。

期待するような指標等の改善が見られなかった場合は、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行います。こうした手順を繰り返しながら、取組を継続していきます。

②具体的な取組内容

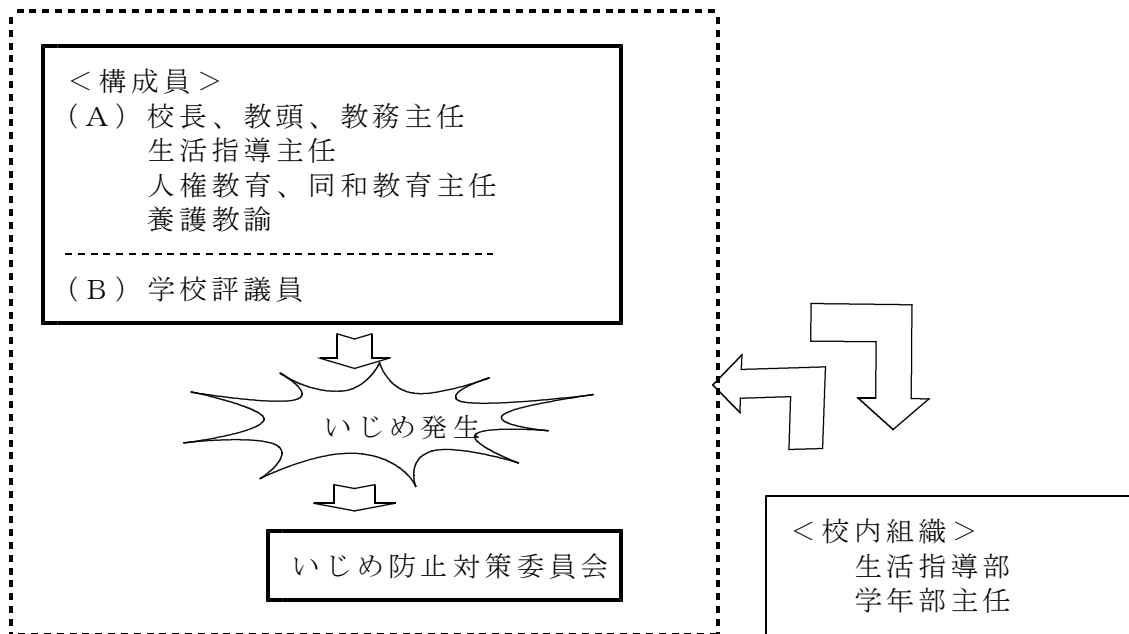
「取組評価アンケート」を7月、12月、3月に実施する。集計結果をいじめ防止対策委員会で検討する。検討結果を職員会議で報告する。必要に応じて、取組の修正や研修を行う。

③年間計画

- 7月 取組評価アンケートの実施、分析
- 12月 取組評価アンケートの実施、分析
- 3月 取組評価アンケートの実施、分析

2 いじめの防止等の対策のための組織

○いじめ防止対策委員会



※ いじめ発生時の対応では、(A)のみでいじめ防止対策委員会を開催する場合もある。

※ 点検・見直しなどの活動の組織は、構成員(A) + (B)